

# 綾部市部活動指導指針

改訂版

令和元年5月

綾部市教育委員会

## はじめに

綾部市教育委員会では、平成30年4月に京都府教育委員会が策定した「京都府部活動指導指針」を踏まえ、生徒の健全な成長の促進と教員の負担軽減を図るため、「綾部市部活動指導指針」を策定しましたが、地球温暖化による気温上昇に伴って増加している熱中症への対応など、国及び府の動向等を踏まえ、一部改訂することとしました。

学校教育の一環として行われる部活動は、学級や学年の枠を超えて、生徒が組織し、活動を展開することにより、仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合い、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として大変有意義な活動と言えます。また、部活動は生徒のよりよい学校生活を一層促進し、生徒や保護者の学校への信頼や期待をより高めるとともに、学校全体における一体感の醸成にもつながるものとして、我が国の学校教育においては、人間形成の観点からも大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、中学校の部活動を指導する教員において、部活動指導による長時間勤務が物理的負担の要因となるとともに、経験がなく専門的スキルや知識を有しない教員による顧問配置は、技術指導面での精神的な負担になっています。また生徒においても、適切な休養日が明確に設定されていない状況下での活動は、バランスのとれた生活や成長の面からも身体的・精神的な負担になっていることが指摘されています。

以上のことから、各学校においては、本指針に基づき、管理職のみならず、全ての教職員の共通理解を図り、家庭や地域等の理解や協力を得ながら、適切かつ効果的な活動によって、生徒一人ひとりの心身の成長がもたらされるとともに、教職員の負担軽減やワーク・ライク・バランスが図られることを願っています。

綾部市教育委員会

## 目 次

はじめに

### 第1章 学校教育の一環としての部活動について

- 1 学校教育における部活動の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 部活動の指導の在り方について

- 1 適切な指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 体罰・ハラスメント行為の防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - ア 体罰の禁止
  - イ ハラスメント行為の禁止
- 3 安全管理と事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止
  - イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理
- 4 部活動指導員等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - ア 部活動指導員
  - イ 外部指導員

### 第3章 今後の部活動運営の在り方について

- 1 適切な練習時間・休養日の設定等・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - ア 練習時間・休養日の設定
  - イ 活動計画（年間・月間）
- 2 学校全体での部活動マネジメントの確立・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 部活動の指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - ア 顧問の指導上の留意点
  - イ 顧問の複数配置
  - ウ 顧問の勤務時間管理
- 4 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方・・・・・・・・ 7
- 5 家庭及び地域等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 第1章 学校教育の一環としての部活動について

### 1 学校教育における部活動の位置付け

中学校における部活動は、心身の健全な成長や生徒の社会性を高めることを目的とするものであり、学校教育の一環として位置付けられるものです。

また、教育課程との関連が図られるよう留意し、生徒が自主的・自発的に活動できるように配慮することが大切です。

生徒の心身の健全な成長を促し、有意義な部活動を運営するには、正しい知識を身に付け、生徒の自主性を尊重し、対話を重視した指導を実践することが求められています。

○中学校学習指導要領（平成29年3月）からの抜粋

#### 第1章総則第5の1ウ

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

○中学校学習指導要領解説（平成29年7月）からの抜粋

#### 第3章3部活動の意義と留意点

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

### 2 部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有しています。

また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものです。

## 第2章 部活動の指導の在り方について

### 1 適切な指導

- 医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において積極的に活用すること。
- 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行うこと。
- 発達の個人差や女性特有の健康問題（エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等）について、正しい知識を持ち指導に当たること。
- 大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないようにすること。
- 単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、複数校の生徒が合同部活動等の取組を行うなど、生徒の部活動の機会が損なわれることのないようにすること。

### 2 体罰・ハラスメント行為の防止

部活動は、閉鎖的な状況での活動となりがちですが、生徒の自主的な活動であることを踏まえて実施されるべきものであり、指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないように十分留意しなければなりません。

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではありません。

体罰・ハラスメント行為を防止するため、指導者は生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築しなければなりません。

#### ア 体罰の禁止

- 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰も禁止である。
- 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。
- 体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。

## イ ハラスメント行為の禁止

### ○ セクシュアル・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。

### ○ パワー・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあるてはならない。

## 3 安全管理と事故防止

### ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止

- 計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。
- 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。
- 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。
- 顧問がやむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。

### イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理

- 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。
- 熱中症対策として、「暑さの指数」をチェックすること。  
※環境省『熱中症予防情報サイト』  
(<http://www.wbgt.env.go.jp/>) 参照
- ・気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動を

原則として行わないなど、適切に対応すること。

・高温や多湿時において予定している練習や大会について、練習を見合わせたり、大会の延期や見直し等、柔軟な対応をすること。

・練習や大会において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、参加生徒の適切な選抜、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。

・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

- 気象変化対策として、落雷、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集すること。

#### 4 部活動指導員等の活用

##### ア 部活動指導員

- 部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務（審判、事務）等を行う。
- 学校教育に関する知識を持ち理解し、技術的な指導ができる者を任用することから教員免許等を有していることが望ましい。
- 教育委員会及び学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施する。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施する。

##### イ 外部指導員

- 校長の統括管理のもと、練習の単独指導や大会等の単独引率等を行えないが、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行う。

### 第3章 今後の部活動運営の在り方について

#### 1 適切な練習時間・休養日の設定等

部活動指導員においては、体育系・文化系を問わず、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるようにする観点と、教師の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点から、部活動の適切な練

習と休養日、活動計画について、次の通り基準を設定します。

ア 練習時間・休養日の設定

<練習時間>

- 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、「京都府部活動指導指針」の規定に準じ、長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とすること。
- 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

<休養日>

- 休養日は、「京都府部活動指導指針」の規定に準じ、週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。
- 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。
- 8月中旬及び年末年始は、生徒に十分な休養を与えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

イ 活動計画（年間・月間）

- 校長は、本指針に則り、毎年度、学校の部活動に係る活動方針及び活動計画を策定すること。
- 顧問は、部活動の活動方針及び活動計画において、部活動運営の理念や目的、目標を示した上で、年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習や試合、発表会、イベント等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成すること。
- 活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、年間を通して、1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。
- 練習や大会参加等の計画的なスケジュールを設定・管理をするため、活動方針及び活動計画は、必ず管理職による事前の承認を受けること。

2 学校全体での部活動マネジメントの確立

- 校長は、校内で策定した学校の部活動に係る活動方針及び活動計画等を公表（学校のホームページ等）するとともに、活動状況の把握を行うこと。
- 校長の理解とリーダーシップのもと、部活動は学校教育の一環である



ことを踏まえ、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進めること。

- 学校内に部活動検討委員会を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について検討するとともに、生徒の健康状態、心身の発達状況等について情報交換や共有する場を整え、共通理解のもと指導できる体制を構築すること。
- 教育委員会及び校長は、円滑に部活動を実施できるよう、スポーツ少年団等の地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、部活動指導員や外部指導員の任用・配置を積極的に促進するなど、地域におけるスポーツ環境整備を進めること。
- 校長は、体罰やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を充実すること。
- 学校、指導者、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにすること。

### 3 部活動の指導体制

#### ア 顧問の指導上の留意点

- 顧問は、部活動の運営方針や指導者自身の指導理念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定すること。
- 効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での医・科学的な理論や科学的根拠等の研究成果を積極的に収集・理解し、指導において活用すること。
- 必要に応じて、技術的な指導や援助等について、外部指導員の活用を検討すること。

#### イ 顧問の複数配置

- 主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう部活動の活動状況に応じて、顧問の複数配置を可能な限り行うこと。
- 部活動が指導者の個人的な考え方や方針による閉鎖的で不適切な活動にならないよう複数顧問を配置し、管理職や他の教職員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整え、開放的な活動にすること。

- 顧問の複数配置により、部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理マニュアルに基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をすること。

#### ウ 顧問の勤務時間管理

- 校長は、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問による連携や部活動指導員等の活用により、適正な勤務時間管理を行うこと。

### 4 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方

- 校長は、教育的意義、生徒及び顧問の心身への負担軽減の観点から、参加する各種大会等を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方についても、日常の校務等に支障をきたさない範囲の運営体制を整えること。

### 5 家庭及び地域等との連携

- 各部活動における活動方針や活動計画（年間・月間）等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解や協力を得ること。
- 定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握するなど、互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努めること。
- 地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分に得ること。

平成30年5月策定

令和元年5月一部改訂